

令和3年(2021年)11月26日(金)

環境局産業廃棄物指導課 課長：岡 和子

電話：082-504-2224

内線：3280

産業廃棄物処理施設の設置者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定により、次のとおり、産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止を命令しました。

1 対象施設（対象者）

- (1) 名称 有限会社藤田資材
- (2) 本社所在地 広島市東区中山西二丁目18番17号
- (3) 代表者 取締役 藤田 光一
- (4) 施設の種類 焼却施設
- (5) 施設所在地 広島市安佐北区口田南五丁目665番1 外1筆

2 処分の概要

- (1) 処分内容 産業廃棄物処理施設に対する改善及び使用の停止命令
 - ・排ガス中のダイオキシン類濃度が排出基準を超過した原因を調査し、必要な改善を行うこと
 - ・停止の期間は、排ガス中のダイオキシン類濃度が排出基準以下であることを本市が確認するまでの間
- (2) 処分年月日 令和3年11月25日
- (3) 根拠規定 廃棄物処理法第15条の2の7

3 処分の理由

令和3年10月29日の立入検査時に採取した排ガス中のダイオキシン類濃度の検査を行った結果、排出基準（5ng-TEQ/m³）を超過する17ng-TEQ/m³のダイオキシン類濃度が検出された。

このことは、廃棄物処理法第15条の2の3第1項で規定された産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合していないため。